

「社会資本の老朽化対策会議」の設置について

平成 25 年 1 月 21 日
平成 25 年 2 月 15 日改訂
平成 26 年 5 月 21 日改訂
令和 6 年 4 月 1 日改訂

1. 趣旨

我が国社会資本の老朽化が進む中で、「国民の命を守る」観点から、社会資本の戦略的な維持管理・更新を推進することが必要である。

このため、必要な施策について検討し、着実に実施していくことを目的として、国土交通大臣を議長とする「社会資本の老朽化対策会議」を設置する。

2. 構成員

会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

国土交通大臣（議長）、国土交通副大臣、国土交通大臣政務官、事務次官、技監、国土交通審議官、大臣官房長、総括審議官、技術総括審議官、土地政策審議官、上下水道審議官、危機管理・運輸安全政策審議官、技術審議官、官庁営繕部長、総合政策局長、国土政策局長、不動産・建設経済局長、都市局長、水管理・国土保全局長、道路局長、住宅局長、鉄道局長、物流・自動車局長、港湾局長、航空局長、北海道局長、国土技術政策総合研究所長、国土地理院長、気象庁長官、海上保安庁長官

3. 庶務

会議の庶務は、関係各局等の協力を得て、総合政策局社会資本整備政策課及び公共事業企画調整課並びに大臣官房技術調査課及び公共事業調査室において処理する。

4. その他

前各号に掲げるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。